

## 仕様書

### 1 件名

JR吹田駅前北自転車駐車場外 10 施設で使用する電力調達（本件は、以下の 2 つの電力調達で構成する。）

- (1) JR吹田駅前北自転車駐車場外 7 施設で使用する電力調達
- (2) 津雲配水場外 2 施設で使用する電力調達

### 2 概要

- (1) 受電場所 別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり
- (2) 用途 施設内使用電力
- (3) 電気方式等 別紙 1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり

### 3 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約  
契約書は、1 件名 (1)、(2)それぞれで作成する。
- (2) 予定使用総電力量 19,467,543kWh/年（内訳は以下のとおり）
  - ア JR吹田駅前北自転車駐車場外 7 施設で使用する電力調達（13,273,922kWh/年）
  - イ 津雲配水場外 2 施設で使用する電力調達（6,193,621kWh/年）
- (3) 供給期間 令和 2 年 10 月の検針日から令和 3 年 10 月の検針日前日まで
- (4) 契約電力  
別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり  
ただし、契約電力が 500kW 未満の施設においては、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。
- (5) 予定年間使用電力量（使用電力実績）  
別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり  
なお、施設グループごとの各月の予定使用電力量は別紙 2 電気料金内訳書のとおり
- (6) 電力の検針日及び計量  
検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は発注者と受注者の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。
- (7) 電気料金の算定  
料金の算定は 1 月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。  
$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$
$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \pm \text{力率割引} \cdot \text{割増}$$
$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額}$$

なお、契約単価は、施設グループごとに同一単価とすること。また、施設グループ(2)及び(1')の高圧予備電力を除く契約種別は、同じ契約種別であるため、同一単価とすること。

#### (8) 力率

ア 受注者は契約期間において、当該地域を管轄する一般電気事業者の電気供給条件(特別高圧・高圧)に準じて、その月の平均力率により、力率割引又は割増を行うものとする。

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

ウ 平均力率の算定式は当該地域を管轄する一般電気事業者の供給条件による。

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

#### (9) 燃料費調整等

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)に準ずるものとする。なお、当該地域を管轄する一般電気事業者が電気料金の改定により、電気供給条件(特別高圧・高圧)を変更した場合、燃料費調整単価の算定に用いる基準燃料価格及び基準単価にどの時点の値を適用するかについて、吹田市と受注者の協議のうえ、決定する。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

#### (10) 支払方法

受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、発注者は請求書を受理した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。なお、各施設の請求を一定集約することや、請求明細の電子データを提供すること等について協議を行い、発注者の円滑な支払いが可能となるようにすること。

### 4 契約電力の変更

供給期間中に対象施設の廃止等があった場合は、契約電力の変更に応じること。

なお、入札時点で廃止等を予定している施設はない。

### 5 その他

(1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。

(2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力量等必要なデータ(30分ごとの電力使用量データ等)提供の求めがあった場合は、これに応じること。

(3) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし、設置工事については、受注者の負担とする。

イ 通信設備等の取付場所は、発注者と受注者の協議の上、場所を選定し、発注者が提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

(4) 受注者は、発注者から緊急連絡先を含めた連絡体制表を送付するように求められた場合は、これ応じること。

(5) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定める。